

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲

調査科目	内容及び範囲	該当する勘定科目例
<p>(貸借対照表科目)</p> <p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産</p>	<p>期末における財産の状況を明らかにするものである。</p> <p>現金項目及び貸借対照表日の翌日から起算して、1年以内に直接的に現金化されるか又は他の資産に変化するもの、並びに1年を越えても加工・売却を予定する資産をいう。</p> <p>【現金・預金】</p> <p>①現金 支払手段として直ちに利用できるものであって、通貨のほかに通貨代用証券としての小切手、為替券などを含む。</p> <p>②預金 当座預金、普通預金、定期預金・通知預金などの預貯金一切</p> <p>【売掛金・未収金】</p> <p>①売掛金 得意先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未収入額</p> <p>②未収金 通常営業取引以外の取引（固定資産や有価証券の売却等）から生じる短期債権。主要な営業活動によるものなので売掛金とは区別して取り扱われる。（売掛金及び未収金に貸倒引当金が合わせて計上されている場合は、その額を控除した額を計上する。）</p>	<p>【現金・預金】</p> <p>現金及び預金、当座預金、普通預金、定期預金、保険積立金</p> <p>【売掛金・未収金】</p> <p>売掛金、未収入金、未収金、受取手形、貸倒引当金（貸方科目）</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 科 目	内 容 及 び 範 囲	該当する勘定科目例
	<p>【棚卸資産】</p> <p>商品及び製品（販売されるために保有される資産）、原材料及び貯蔵品（生産のために直接、間接に消費される資産）、仕掛品（販売される製品の生産のために生産過程にある資産）</p> <p>【有価証券】</p> <p>有価証券のうち、いつでも売却しうる市場性のあるもので、短期的資金運用のために一時的に所有するものを当座資産としてここに含める。すなわち、この有価証券は経営上運転資金として運用することが可能なものであり、長期所有目的等の有価証券については固定資産に含まれる。</p> <p>【その他の流動資産】</p> <p>上記の当座資産及び棚卸資産に該当しない流動資産</p> <p>①前渡金</p> <p>商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。前渡金は財貨、用役請求権であるが、それらの財貨、用役の営業循環を通しての現金化が通常1年以内に行われると認められるものをいう。</p> <p>②前払費用</p> <p>一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対して支払った対価をいう。</p> <p>そのうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に役務の提供を受けるもの</p>	<p>【有価証券】</p> <p>有価証券、国債、地方債、株券</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調査科目	内容及び範囲	該当する勘定科目例
<p>2 固定資産</p> <p>(1) 有形固定資産</p>	<p>③未収収益 契約に基づいて継続的に役務を提供する場合、すでに提供した役務に対する未収部分をいう。この未収収益に含まれるのは、時の経過に伴って発生する「契約上の収益」に限られ、利息、使用料、地代、家賃などについて多く発生する。</p> <p>④仮払金 処理すべき勘定科目が未定であったり、金額が未確定であったりする支出を、一時的に処理する仮勘定である。</p> <p>経営活動のために使用される使用財であってそれ自身の販売を本来の目的とするものでなく、通常貸借対照表日の翌日から起算して1年以上使用される耐久性の資産</p> <p>【建物・構築物】</p> <p>事務所、倉庫、作業場、住宅等の建物、構築物をいう。（住宅は事業に使用している部分は含まれる。）</p> <p>【機械・装置】</p> <p>製品製造に使う機械や装置</p> <p>【車両・運搬具】</p> <p>林業用の車両・運搬具、製材施設、製材器具をいう。</p>	<p>【建物・構築物】</p> <p>建物・構築物、建物・施設、建物及び付属設備、構築物</p> <p>【機械・装置】</p> <p>機械・装置</p> <p>【車両・運搬具】</p> <p>車両・運搬具</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調査科目	内容及び範囲	該当する勘定科目例
<p>(2) 無形固定資産</p>	<p>【減価償却累計額】</p> <p>上記の各償却資産について、評価勘定としての「減価償却累計額」が計上されている場合、これを各償却資産の表示額から控除したものが実際の資産価額である。</p> <p>【土地】</p> <p>営業目的で所有している土地であり、林業経営の場合には林業生産の生産財としての土地である。林業経営に直接使用しない土地やその定着物（建物、立木など）を所有している場合には投資不動産として「投資・外部出資」として取り扱う。</p> <p>【その他】</p> <p>有形固定資産のうち、上記の有形固定資産に該当しないもの</p> <p>建設仮勘定</p> <p>営業の用に供する建設中途の固定資産に要した一切の支出額をいい、設備建設のための手付金又は前渡金、設備建設の目的で取得した保管中の機械等、及び整備建設の目的に充てられる資材購入の前渡金なども含まれる。</p> <p>この勘定は、建設が完了した段階で該当する固定資産勘定に振り替えられる。</p> <p>特許権、借地権、水利権、電話施設利用権、電気ガス供給施設利用権等の法律又は契約によってその権利が裏づけられている無形の資産及び営業権、暖簾等収益力の源泉として資産価値の認められるもの</p>	<p>該当する勘定科目例</p> <p>【土地】</p> <p>土地</p> <p>【無形固定資産】</p> <p>無形固定資産、電話加入権、地上権、借地権</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 科 目	内 容 及 び 範 囲	該 当 する 勘 定 科 目 例
<p>(3) 投資・その他資産</p> <p>3 繰延資産</p>	<p>長期的な投資であって、投資有価証券（関係会社株式、それ以外の株式、社債、国債、地方債等）、出資金（株式会社以外の有限会社、組合等に対する資本拠出）、長期貸付金（契約期間1年以上のもの）、投資不動産（経営に使用しない所有地、建物等）等</p> <p>創立費、開業費、開発費、試験研究費、建設利息などのように、既に行われた支出のうち、その効用が後の期間に及ぶため、その支出を当期だけの費用とせず、次期以降の数年間に配分するもの</p>	<p>【投資・その他資産】</p> <p>農協出資金、長期前払金、長期貸付金、投資証券、保証金</p> <p>【繰延資産】</p> <p>繰延資産、創立費、開業費</p>
<p>II 負債及び資本の部</p> <p>1 負 債</p> <p>(1) 流動負債</p>	<p>請求され次第支払うべき債務、及び支払い期日が貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して1年以内にくる債務</p> <p>【買掛金・未払金】</p> <p>仕入先との間の通常取引（林業用資材等）に基づいて発生した営業上の未払代金及び固定資産購入など通常営業取引以外の取引によって発生した一時的債務</p> <p>【短期借入金】</p> <p>支払期間1年未満の借入金</p> <p>【農協】</p> <p>普通貸出</p>	<p>【買掛金・未払金】</p> <p>買掛金、未払金、未払税金、未払利息、支払手形、未払費用</p> <p>【短期借入金】</p> <p>短期借入金、借入金</p> <p>【農協】</p> <p>農協貯金</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 科 目	内 容 及 び 範 囲	該当する勘定科目例
<p>(2) 固定負債</p>	<p>【市中銀行】</p> <p>都市銀行、地方銀行、信託銀行、債券発行銀行を含む全銀行及び信用金庫等からの運転資金などの借入金</p> <p>【その他短期借入金】</p> <p>農協、市中銀行以外の金融機関からの短期借入金、その他の団体・個人からの短期借入金</p> <p>【その他の流動負債】</p> <p>買掛未払金及び短期借入金以外の流動負債（評価性の引当金である「減価償却引当金」が計上されていても、負債として計上せず、資産勘定の償却資産額から当該額を控除するものとして取り扱う。）</p> <p>貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して1年以上その支払期限の到来しない長期負債</p> <p>【長期借入金】</p> <p>支払期限1年以上の借入金等 一般の市中銀行等からの長期借入金、その他の団体・個人からの長期借入金</p> <p>【財政資金】</p> <p>国、地方公共団体が政策目的を遂行するため自ら融資する資金（農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金等）</p>	<p>【その他の流動負債】</p> <p>前受金、預り金、前受収益、 仮受金、賞与引当金</p> <p>【長期借入金】</p> <p>長期借入金、借入金</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 項 目	内 容 及 び 範 囲	該 当 す る 勘 定 科 目 例
<p>2 資本</p> <p>(1) 資本金</p> <p>(2) その他資本額</p>	<p>【退職給与引当金】</p> <p>【その他の固定負債】</p> <p>1年を越える長期の預り金、未払金、修繕引当金等の長期の負債性引当金等である。なお、1年以内に支出を生じさせる負債性の引当金は「その他の流動負債」に含める。）</p> <p>法定資本をいい、組合企業では組合員の出資金が、合名・合資・有限会社では社員の出資金が、株式会社の場合には株式の発行額が該当する。</p> <p>【法定準備金】</p> <p>商法等に定められている資本準備金及び利益準備金</p> <p>【剰余金（当期利益を除く。）】</p> <p>任意の積立金であり、目的を持って積み立てられるものと、目的の明確でないものがある。</p> <p>【当期利益】</p> <p>損益計算書上の法人税等引当額控除後の当期利益（欠損）</p>	<p>【退職給与引当金】</p> <p>退職給与引当金</p> <p>【その他の固定負債】</p> <p>長期預り金、長期未払金、修繕引当金、製品保証引当金</p> <p>【資本金】</p> <p>資本金、出資金</p> <p>【法定準備金】</p> <p>法定準備金、資本準備金、利益準備金</p> <p>【剰余金】</p> <p>特別積立金、別途積立金、退職金給与積立金、新築積立金</p> <p>【当期利益】</p> <p>当期利益、当期欠損</p>

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調査項目	内容及び範囲	該当する勘定科目例
(損益計算書科目)	経営成績を明らかにするために1会計期間の総ての損益（収入とこれに対する総ての費用（支出））を表示するものである。	
I 費用の部		
1 林業事業営業費用	事業（営業）費用は、事業（営業）活動から生じる費用のことで、林業の場合、売上原価と販売費及び一般管理費に区分される。	
(1) 売上原価	売上げのために直接要した費用	
期中棚卸増減	当期における林産物、仕掛品、原材料の棚卸高の増減額で、期首のそれぞれの棚卸高の合計から期末のそれぞれの棚卸高及び固定資産育成高の合計を控除したものである。	
賃金	林業作業に従事する従業員の給料	【賃金】 給料
苗木代	購入した苗木代	【苗木代】 苗木
原木購入費	購入した原木代	【原木購入費】 原木
光熱・動力費	生産のために使用される林業用機械の燃料（ガソリン、軽油、重油）、電力料、ガス代、水道料（事務所などで使用される分は「販売費及び一般管理費」に計上する。）	

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 項 目	内 容 及 び 範 囲	該当する勘定科目例
機械修繕費	固定資産の耐用年数を延長したり、価値が増加したりすることのないような小修繕費。建物・機械などの修理・整備費	【機械修繕費】 修繕費、修理費
賃借料	機械の使用料、共同利用施設利用料等	【賃借料】 機械使用料、機械リース料、建物借料、事務所家賃
減価償却費	生産に係わる（使用する）固定資産の減価償却費（管理部門に属する減価償却費を除く。）	
租税公課	生産に直接関係のある固定資産税、自動車税、組合費等	【租税公課】 租税公課
その他	上記に計上された以外の売上原価	
(2) 販売費及び一般管理費	経営における本来の営業活動の一環として生産の販売活動のために発生する販売費及び経営の全般的な管理活動のために発生する一般管理費を併せたものである。	
販売経費	販売活動のために発生する一切の費用を計上する。（人件費は除く。）	【販売経費】 販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、保管費
人件費	人あるいは労働力に関連して発生する費用の総称である。	
減価償却費	管理部門に係わる（使用する）固定資産の減価償却費	【減価償却費】 減価償却費

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 項 目	内 容 及 び 範 囲	該 当 す る 勘 定 科 目 例
租税公課	管理部門に属する固定資産税、自動車税その他の負担金	【租税公課】 租税公課
負債利子	借入金に対する支払利息、手形割引料等	【負債利子】 支払利息、利子・割引料、手形割引料
その他	上記以外の管理費	【その他】 交際費、旅費、交通費、通信費、光熱費、消耗品費、修繕費、保険料、不動産賃借料、事務費、会議費、研修費
2 林業事業外営業費用	林業事業（営業）活動以外の原因から発生する計上費用で、主として金融的あるいは財務的費用。	【林業事業外営業費用】 林業事業外費用
3 営業外費用	営業活動以外の原因から生じる経常費用で、主として金融的あるいは財務的費用。	【営業外費用】 雑損失、繰延資産償却、支払利息・割引料
II 収益の部		
1 林業事業営業収益	林業事業（営業）収益は、事業（営業）活動から生じる収益のことであり、企業会計の場合は売上高すなわち生産の販売又は役務の給付によって実現した収益である。	【林業事業営業収益】 売上高

参考2 財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲（つづき）

調 査 項 目	内 容 及 び 範 囲	該 当 す る 勘 定 科 目 例
(1) 請負収入 ア 植林収入 イ 保育収入 (ア) 下刈収入 (イ) 枝打ち収入 (ウ) 除間伐等収入 ウ 素材生産収入 (ア) 主伐収入 (イ) 間伐収入 (2) 立木買い収入 素材生産収入 (ア) 主伐収入 (イ) 間伐収入	各事業ごとに該当する収入の一切	林業収益、売上高
2 林業事業外営業収益	林業事業（営業）以外からの収入の一切	【林業事業外営業収益】 林業事業外収益
3 営業外収益	営業以外からの収入の一切	【営業外収益】 受取利息・割引料、有価証券利息、受取配当金等、共済支払金、補助金収入、貸倒引当金戻入、退職給与引当金戻入、雑損